

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和6年6月の介護報酬改定により、これまでの「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が一本化され「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を算定するにあたり、介護職員等処遇改善加算の取得状況と処遇改善に関する取り組みについてホームページ等を活用した見える化を行っているという要件を満たしている必要があります。この要件に基づき以下のとおり公表いたします。

○加算の取得状況

事業所名	介護職員等処遇改善加算区分
ピコプログラムケアセンター（訪問介護）	処遇改善加算Ⅱ ロ
デイサービス善哉（通所介護）	処遇改善加算Ⅲ
居宅介護支援センター ピコプログラム	処遇改善加算
ピコプログラム訪問看護ステーション	処遇改善加算
地域ケアステーションゆずり葉	処遇改善加算
Canvas Base ikoca	処遇改善加算Ⅲ

○見える化要件

【入職促進に向けた取組】

- ・法人や事業所の経営理念やケア（支援）方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する研修受講支援等
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談などキャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保

【両立支援・多様な働き方の推進】

- ・ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・ 有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消への取り組み

【腰痛を含む心身の健康管理】

- ・ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

【生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組】

- ・ 厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築
- ・ 5S 活動（業務管理の手法の 1 つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
- ・ 各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行う ICT インフラ整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施

【やりがい・働きがいの醸成】

- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーション円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・ ケア（支援）の好事例や、利用者やその家族から誠意等の情報を共有する機会の提供